平成２６年（フ）第６４８号
福岡県宗像市河東1128番地４　サンパーク伍番館102号
債務者　星　　昌美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５０号
福岡市早良区星の原団地50番103号
債務者　影　安津子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５５号
福岡市東区松島３丁目27番21号
債務者　国武　智子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５６号
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目18番地14
債務者　大石　太郎
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５９号
福岡県太宰府市国分５丁目17番34号
債務者　赤崎　昭子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６０号
福岡県春日市下白水南５丁目130番地
債務者　松浦　正人
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６１号
福岡県春日市下白水南５丁目130番地
債務者　松浦眞智子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６５号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番10号
ハイムケイアイＤ101号
債務者　吉野　　剛
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６６号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番10号
ハイムケイアイＤ101号
債務者　吉野　陽子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７０号
福岡県朝倉市牛鶴112番地３　ＮＲ97―101号
債務者　藤原　哲生
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７３号
福岡市東区城浜団地63番106号
債務者　川原　勝利
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７９号
福岡市城南区長尾５丁目10番22―201号
債務者　寺島　秀子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８０号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳１丁目４番２号
債務者　永松　眞理
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８１号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦２丁目13番１号
森塚ハイツ106号
債務者　森山　愛子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８７号
福岡市東区原田１丁目９番20―206号
債務者　高村ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５号
神奈川県川崎市幸区古市場１丁目14番地　五所荘102、申立時の住所福島県いわき市泉町黒須野早稲田136　雇用促進団地黒須野宿舎１号棟405号室
債務者　渡辺　　彰
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福島地方裁判所いわき支部